

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県病院事業について、滋賀県立小児保健医療センターにおいて附帯事業として実施している児童発達支援センターの定員を改めるため、ならびに病院の使用料および手数料の額を改定するため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和 51 年滋賀県条例第 18 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料および手数料の額を改定することとします。（第 6 条および別表第 3 関係）
- (2) 児童発達支援センターの定員を減員することとします。（第 14 条関係）
- (3) この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとします。ただし、第 14 条第 2 項の表の改正規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

旧	新								
<p>第1条から第4条まで 省略 (使用料および手数料)</p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 診療または検査に関する料金は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)および高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法ならびに健康保険法第85条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)および高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額とする。ただし、これらの算定方法により難しいものについては、病院事業庁長が別に定める額とする。</p> <p>2 前項の料金の額を算定する場合において、特別に要した費用があるときは、同項に定める額に実費を加えた額とする。</p> <p>3 前2項の場合において、診療または検査のうち消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税が課される部分があるときは、前2項に定める額に当該部分に係る料金の額に<u>100分の8</u>を超えない範囲内において病院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額を料金の額とする。</p> <p>第7条から第13条まで 省略 (附帯事業)</p> <p>第14条 滋賀県立小児保健医療センターに、附帯事業として児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条に規定する児童発達支援センターを設置し、運営する。</p> <p>2 前項に規定する施設の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">児童発達支援センター</td> <td style="text-align: center;">70人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第15条 省略 付則 省略</p>	種 別	定 員	児童発達支援センター	70人	<p>第1条から第4条まで 省略 (使用料および手数料)</p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 診療または検査に関する料金は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)および高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法ならびに健康保険法第85条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)および高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額とする。ただし、これらの算定方法により難しいものについては、病院事業庁長が別に定める額とする。</p> <p>2 前項の料金の額を算定する場合において、特別に要した費用があるときは、同項に定める額に実費を加えた額とする。</p> <p>3 前2項の場合において、診療または検査のうち消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税が課される部分があるときは、前2項に定める額に当該部分に係る料金の額に<u>100分の10</u>を超えない範囲内において病院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額を料金の額とする。</p> <p>第7条から第13条まで 省略 (附帯事業)</p> <p>第14条 滋賀県立小児保健医療センターに、附帯事業として児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条に規定する児童発達支援センターを設置し、運営する。</p> <p>2 前項に規定する施設の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">児童発達支援センター</td> <td style="text-align: center;">30人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第15条 省略 付則 省略</p>	種 別	定 員	児童発達支援センター	30人
種 別	定 員								
児童発達支援センター	70人								
種 別	定 員								
児童発達支援センター	30人								

別表第1および別表第2 省略
別表第3 (第7条関係)

使用料

種	別	区分	金額
個室	滋賀県立総合病院	特別室	1日につき 円 16,500
		一般個室	同 7,700
		緩和ケア個室A	同 8,250
		緩和ケア個室B	同 7,200
	滋賀県立小児保健医療センター	個室	同 3,150
非紹介患者初診加算料	医科	初診料算定1回につき	5,400
	歯科	同	3,240
再診加算料	医科	再診料算定1回につき	2,700
	歯科	同	1,620
長期入院 (健康保険法第63条第2項第4号および高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号の選定療養として厚生労働大臣が定める入院期間が180日を超えた日以後の入院およびその療養に伴う世話その他の看護をいう。以下同じ。)		1日につき	長期入院について厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じた点数につき1

別表第1および別表第2 省略
別表第3 (第7条関係)

使用料

種	別	区分	金額
個室	滋賀県立総合病院	特別室	1日につき 円 17,600
		一般個室	同 8,200
		緩和ケア個室A	同 8,800
		緩和ケア個室B	同 7,700
	滋賀県立小児保健医療センター	個室	同 3,200
非紹介患者初診加算料	医科	初診料算定1回につき	5,500
	歯科	同	3,300
再診加算料	医科	再診料算定1回につき	2,750
	歯科	同	1,650
長期入院 (健康保険法第63条第2項第4号および高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号の選定療養として厚生労働大臣が定める入院期間が180日を超えた日以後の入院およびその療養に伴う世話その他の看護をいう。以下同じ。)		1日につき	長期入院について厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じた点数につき1

		点を10円として算出した額に当該額に100分の8を超えない範囲内において病院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額
障害児通所支援	同	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
滋賀県立総合病院駐車場	1台1日1回につき	1時間につき100円。ただし、8時間を超える場合は、800円

手数料

種 別	区 分	金 額
一般診断書	所定の書式によるもの 1通につき	円 1,660
	所定の書式によらないもの 同	最低 2,620 最高 4,320

		点を10円として算出した額に当該額に100分の10を超えない範囲内において病院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額
障害児通所支援	同	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
滋賀県立総合病院駐車場	1台1日1回につき	1時間につき100円。ただし、8時間を超える場合は、800円

手数料

種 別	区 分	金 額
一般診断書	所定の書式によるもの 1通につき	円 1,780
	所定の書式によらないもの 同	最低 2,690 最高 4,400

健康診断書	同		1,660
	所定の書式によるもの	同	1,660
死亡診断書	所定の書式によらないもの	同	4,320
	所定の書式によるもの	同	1,660
死亡証明書	所定の書式によらないもの	同	4,320
死体検案書	同		1,660
その他の文書	同	最低 最高	820 1,560

注1から6まで 省略

健康診断書	同		1,780
	所定の書式によるもの	同	1,780
死亡診断書	所定の書式によらないもの	同	4,400
	所定の書式によるもの	同	1,780
死亡証明書	所定の書式によらないもの	同	4,400
死体検案書	同		1,780
その他の文書	同	最低 最高	840 1,590

注1から6まで 省略